

学校法人会計について (学校法人会計と企業会計との違い)

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的には大きな違いがあります。

学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究を遂行することであり、企業のように営利を目的とはしません。

教育活動は人材の育成を目的とし、研究活動はその成果を学内に留めることなく、社会に還元することを目的とします。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知り、収益力を高めることにありますが、学校会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。教育研究活動を継続的に行うためには、施設・設備や教職員などの人員が必要です。

教育研究環境を充実・発展させるための資金や財産を管理するだけでなく、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。

教育研究の諸活動は「計画＝予算」に基づいて運営しなければならず、予算書は重要な計算書類であります。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に則って会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。計算書類として「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の作成が義務づけられています。

・資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～3月31日）に行った諸活動に対応する全ての収入と支出の内容と当該年度に係る支払資金の収入と支出のてん末を明らかにする計算書です。

・事業活動収支計算書

当該年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにし、経営状況を表します。企業会計の損益計算書の目的に類似した計算書です。

・貸借対照表

年度末における資産・負債・正味財産（基本金、繰越収支差額）を把握し、財政状態（運用形態と調達源泉）を表します。資金収支計算書と事業活動収支計算書が単年度ごとの状況を表す一方、貸借対照表は、今までの学校法人の活動を行ってきた積み重ねの結果を表します。